

競技規則改正の概要

主な改正および明確化された点の概要を示す。

第 1 条

- チーム役員は、RRA に入れば警告(YC)され、VORに入れば退場(RC)を命じられる。

第 3 条

- 交代で退く競技者は、主審から指示された場合を除き、境界線の最も近い位置からフィールドを出なければならない。

第 4 条

- シャツの各袖とまったく同じマルチカラーや色の柄のアンダーシャツの着用は、認められる。

第 5 条

- プレーが再開されたならば、主審は再開時の判定を変えることはできない。しかし、ある状況下であれば、プレー再開前の事象のためにイエローカード/レッドカードを示すことができる。
- 主審が VAR レビューのために、また、各ハーフの終了時に競技者を呼び戻すためにフィールドから出た場合でも、判定を変えることができる。
- チーム役員が不正行為に対してイエローカード/レッドカードを示すことができる。もし不正を働いた者が特定できなかったならば、テクニカルエリア内のより上位のコーチにイエローカード/レッドカードが示される。
- ペナルティーキックが与えられた場合、そのチームのペナルティーキックを行うキッカーは負傷の状況の確認や治療を受けることができ、そのままフィールド内に留まり、キックを行うことができる。

第 7 条

- “クーリングブレイク”と“飲水タイム”の違いを明確化した。

第 8 条

- トスに勝ったチームは、キックオフも選ぶことができる。
- ドロップボール – (プレーがペナルティーエリア内で止められたならば)ボールはゴールキーパーにドロップされる。または、最後にボールが触れられた位置で、最後にボールに触れたチームの 1 人の競技者にドロップされる。(両チームの)その他すべての競技者は、ドロップの位置から4m(4.5 ヤード)以上離れなければならない。

第 9 条

- ボールが主審(または、その他の審判員)に当たり、ゴールに入ったり、攻守が変わったり、あるいは、それにより新たな攻撃が始まった場合、ドロップボールとする。

第 10 条

- ゴールキーパーは、相手ゴールにボールを投げ入れて得点することができない。

第 12 条

- ハンドの反則に関する文章が修正され、“意図なく”ボールが手に当たったときに“反則とする”(反則としないのか)場合のガイドラインがより明確になって、より明瞭で一貫性あるものとなった。
- ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内で“不正に”ハンドの反則を犯した場合、イエローカード/レッドカードにならないことが確認された。
- ゴールキーパーがチームメイトからのスローインや意図的にパスされたボールをけったりプレーに戻そうとしたものが失敗した場合、その後、ボールを手で扱って良い。
- 主審は、反則を受けたチームがクイックでフリーキックを行い、得点の機会を得た場合、次にプレーが停止されるまで、イエローカード/レッドカードを示すのを待つて良い。
- その後得点が認められなかった場合でも、“不適切な”得点の喜びに対するイエローカードは消えない。

- チーム役員が注意を与えられる、また、イエローカード/レッドカードを示される反則をリストアップした。
- 言葉による反則は、すべて、間接フリーキックで罰せられる。
- 物をけりつけることは、物を投げつける反則と同じ方法で罰せられる。

第 13 条

- 主審は間接フリーキックが行われた後、直接得点につながらない(例えばオフサイドによる間接フリーキックが最たるもの)ことが明らかになった場合、間接フリーキックとして上げた腕を下ろして良い。
- ペナルティーエリアからの守備側チームのフリーキックが行われるとき、けられて明らかに動いたならばボールはインプレーとなる。ペナルティーエリアを出る必要はない。
- 守備のための“壁”が3人以上の競技者で作られたならば、すべての攻撃側競技者は“壁”から1m以上離れなければならない。1m以内に侵入したら、相手の間接フリーキックとなる。

第 14 条

- ペナルティーキックが行われるとき、ゴールポスト、クロスバー、ネットは動かされていないこと、また、ゴールキーパーがこれらに触れていないこと。
- ゴールキーパーは、ペナルティーキックが行われるとき、少なくとも片足をゴールラインか、ラインの上方に置いていなければならない。ラインの後方にいることはできない。
- 主審がペナルティーキックを行うよう合図をしたが、キックが行われる前に反則が犯された場合、イエローカード/レッドカードを示した後にキックが行われなければならない。

第 15 条

- 相手競技者は、例えスローワーがラインの後方にいたとしても、スローインが行われるタッチライン上の位置から2m以上離れなければならない。

第 16 条

- ゴールキックのとき、けられて明らかに動いたならばボールはインプレーとなり、ペナルティーエリアから出る必要はない。

すべての改正点の詳細(条の順番による)

次のとおり、2018/19 版競技規則からの全改正を示す。(必要に応じて)これまでの文章と新しい、または改正された、あるいは追加の文章を示し、そこに改正の解説を追記している。

第1条 - 競技のフィールド

14. ビデオアシスタントレフェリー (VARs)

改正後の文章

ビデオオペレーションルーム(VOR)

VOR は、ビデオアシスタントレフェリー (VAR)、アシスタント VAR (AVAR) およびリプレイオペレーター (RO) が業務を行うところであり、スタジアム内か近接の場所、または、遠隔の場所に設置することができる。試合中、VOR には承認を受けた者のみが入室、また、VAR、AVAR および RO と会話することが認められる。

競技者、交代要員、~~または~~交代して退いた競技者、~~または~~チーム役員が VOR に入室した場合には退場を命じられ、~~チーム役員が入室した場合はテクニカルエリアから退席を命じられる。~~

レフェリーレビューエリア(RRA)

VAR が使用される試合においては、主審がフィールドでプレーをレビュー (OFR: オンフィールドレビュー) できるように、最低 1 か所 RRA を次のように設置しなければならない:

- 競技のフィールド外で目に見える場所
- はっきりとマークが付けられている

競技者、交代要員、~~または~~交代して退いた競技者、~~または~~チーム役員がレフェリーレビューエリア (RRA) に入った場合には警告され、~~チーム役員が入った場合は誰にでもわかるように公式な注意が行われる (イエローカードがチーム役員に用いられる試合では、警告される。~~

解 説

チーム役員による不正行為はイエローカードレッドカードを適用する罰則となる。

第3条 - 競技者

3. 交代の進め方

改正後の文章

- 交代して退く競技者は、
 - 既に競技のフィールド外に出ている場合を除き、主審の承認を得て競技のフィールドから離れる。競技者は境界線の最も近い地点から出なければならない。ただし競技者がハーフウェーラインのところから直接すみやかに、また、(例えば、安全や保安または負傷などのため)他の地点から出るようにと、主審が示した場合を除く。
 - ~~交代して退く競技者は、ハーフウェーラインのところから競技のフィールドを出る必要はなく、~~すみやかにテクニカルエリアまたはロッカールームへ行かなければならない。
また、再交代が認められる場合を除き、その試合に再び参加することはできない。
- 交代される競技者が競技のフィールドを離れることを拒んだ場合、競技は続けられる。

解 説

交代して退く競技者がハーフウェーラインに向かってゆっくり出ることによって(規則上はそう定められていないが)時間を「浪費」することを防ぐため、競技者は(負傷したときと同様に)最も近い地点から競技のフィールドを出なければならない。ただし、競技者がハーフウェーラインのところからすばやく出られる、安全や保安上の問題がある、または競技者が担架に乗って競技のフィールドから出るなどで、主審が指示する場合を除く。競技者は、交代要員、観客、または審判員との間に問題が起こらないよう、ただちにテクニカル

エリアまたはロッカールームへ行かなければならない。プレーの再開を遅らせるなどして、この競技規則の精神に反する競技者は、反スポーツ的行為で罰せられなければならない。

第4条 - 競技者の用具

3. 色

追加の文章

アンダーシャツは、次のものとする：

- シャツの各袖の主たる色と同じ色で、1色とする。または、
- シャツの各袖とまったく同じ色の柄にする

解説

最近メーカーが作る柄の入ったアンダーシャツの袖は、シャツの袖の主たる柄と同じになっている。これは、審判員の判定の一助となる。

第5条 - 主審

2. 主審の決定

改正後の文章

プレーを再開した後、主審が前半または後半（延長戦を含む）終了の合図をして競技のフィールドを離れた後、または、試合を中止終結させた後は、主審がその直前の決定が正しくないことに気づいても、または、その他の審判員の助言を受けたとしても、再開の決定を変えることができない。

しかしながら、前後半終了時に主審が競技のフィールドを離れてレフェリーレビューエリア(RRA)へ行く、または競技者に競技のフィールドへ戻るよう指示しても、これは前後半終了前に起こった事象に対する決定の変更を妨げるものではない。

第12条3項とVAR手順に示される場合を除いて、他の審判員が反則を認識し、プレーが再開される前にその反則を主審に伝えようとした場合のみ、懲戒の罰則はプレー再開後に行うことができる。その懲戒の罰則に応じた再開方法は、適用しない。

解説

- 「終結させた」という言葉は理解されにくいいため、「中止させた」とした。
- 前後半の終了時に主審が RRA に行く、または競技者にフィールドへ戻るよう指示する場合、その反則が前後半の終了前に起こっていれば、「レビュー」は認められ、決定を変更することができる。
- 審判員がイエローカードやレッドカードとなる反則を示したり、伝えようとしたが（例えば、ボールとは関係ない場所での乱暴な行為に対して副審が旗を上げるなどして）、主審がそれを見ない、または聞かないまま、プレーを再開してしまうことがある。その場合でも主審は適切な懲戒処置をとることができるが、その反則に応じたプレーの再開は適用されない。

第5条 - 主審

3. 職務と権限 - 懲戒処置

追加の文章

主審は：

- 責任ある態度で行動しないチーム役員に対して処置をとり、注意する、イエローカードで警告する、レッドカードで競技のフィールドとその周辺(テクニカルエリアを含む)から退席退場させる。反則を犯した者を特定できない場合、テクニカルエリア内にいるより上位のコーチが罰則を受ける。退席処置退場となる反則を犯したチームのメディカルスタッフは、(...)試合にとどまることができる。

解説

チーム役員による不正行為に対するイエローカードやレッドカードの実験が成功し、若い審判員が難しい扱いが必要となる年長のコーチに対応する場合など、あらゆるレベルで多くの利益があることが明らかになった。反則を犯した者を特定できない場合、テクニカルエリア内にいる上位のコーチ（通常は、監督。「コーチ」には、他のチーム役員を含む。）がイエローカードやレッドカードを受ける（他のチーム役員に関して責任を負う人物として）。

3. 職務と権限 - 負傷

追加の文章

主審は:

(...)

- 負傷した競技者が競技のフィールド内で治療を受けることはできず、(...) 競技のフィールドから退出する要件につき、次の場合のみ例外とする:
 - (...)
 - ペナルティーキックが与えられ、負傷した競技者がキッカーとなる場合

解説

キッカーが負傷の程度の判断と治療を必要とし、競技のフィールドから離れなければならない、ペナルティーキックを行えないのは不公平である。

第7条 - 試合時間

3. 空費された時間の追加

改正後の文章

主審は、以下のように、前半、後半に空費されたすべての時間を追加する:

- ~~競技会規定で認められる、飲水(1分間を超えてはならない)やその他医療上の理由による停止~~
- 「飲水」タイム(1分間を超えてはならない)や「クーリング」ブレイク(90秒間から3分間で)など、競技会規定で認められる医療上の理由による停止

解説

競技者の安全のため、一定の天候状態(例えば、高温多湿)において体温を下げるための「クーリング」ブレイク(90秒間から3分間まで)を行うことを、競技会規定で認めることができる。これらは水分補給のための「飲水」タイム(最大1分間)とは異なる。

第8条 - プレーの開始および再開

1. キックオフ - 進め方

文章の追加および改正

- コイントスに勝ったチームが、前半に攻めるゴールか、またはキックオフを行うかを定める。
- この結果により、相手チームがキックオフを行う、または前半に攻めるゴールを決める。
- ~~トスに勝った前半に攻めるゴールを決めた~~チームは、後半開始のキックオフを行う。

解説

最近の競技規則変更によって、キックオフからの攻撃の選択肢が増え(例えば、キックオフから直ぐに得点が生まれる)、トスに勝ったキャプテンがキックオフを選べないのかと求めることがある。

第8条 - プレーの開始および再開

2. ドロップボール - 進め方

文章の追加および改正

これまでの文章	新しい文章
<ul style="list-style-type: none"> 主審は、プレーを停止したときにボールがあった位置でボールをドロップする。ただし、ボールがゴールエリアにあるときにプレーを停止した場合、ボールや、プレーを停止したときにあった地点にもっと近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上でドロップされる。 ボールがグラウンドに触れたときに、ボールはインプレーとなる。 何人の競技者でもドロップボールに参加できる（ゴールキーパーを含む）。主審は誰がドロップボールに参加してよいか、また、ドロップボールの結果について指示できない。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>次の状況でプレーが停止された場合、ボールはペナルティーエリア内で守備側チームのゴールキーパーにドロップされる:</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>ボールがペナルティーエリア内にあった</u> <u>または</u> <u>ボールが最後に触れられたのがペナルティーエリア内であった。</u> <u>その他のすべてのケースにおいて、主審は、ボールが最後に競技者、外的要因または審判員（第9条1項に示される）に触れた位置で、最後にボールに触れたチームの競技者の1人にボールをドロップする。</u> <u>（両チームの）他のすべての競技者は、ボールがインプレーになるまで4m(4.5ヤード)以上ボールから離れなければならない。</u> <p>ボールがグラウンドに触れたときに、ボールはインプレーとなる。</p> <p>何人の競技者でもドロップボールに参加できる（ゴールキーパーを含む）。主審は誰がドロップボールに参加してよいか、また、ドロップボールの結果について指示できない。</p>

解説

現在、ボールをあえて一方のチームにドロップしてプレーを再開することで、ドロップボールが不正に「利用」されたり（例えば、相手競技者のハーフ内の深い位置にけり出してスローインにする）、あるいは、攻撃的な対立を引き起こしたりすることがしばしば起きている。最後にボールをプレーしたチームにボールを返すことにより、プレーが停止されたことでボールを失ってしまった不利益を回復する。ただし、ペナルティーエリア内の場合、ゴールキーパーにボールを戻した方がシンプルに再開できる。チームが利益を不正に得ることを防ぐため、ボールを受ける競技者を除く両チームのすべての競技者は、4m(4.5ヤード)以上離れなければならない。

第9条 - ボールインプレーおよびボールアウトオブプレー**1. ボールアウトオブプレー****改正後の文章**

ボールは、次のときにアウトオブプレーとなる:

- (...)
 - ボールが審判員に触れ、競技のフィールド内にあり、次のような場合。
 - チームが大きなチャンスとなる攻撃を始めるか
 - ボールが直接ゴールに入るか
 - ボールを保持するチームが替わる
- こうしたすべてのケースでは、プレーはドロップボールによって再開される。

解説

ボールが審判員、特に主審に当たってチームが利益を得たり得点したりするのは、多くの場合、公平・公正さに欠けることになる。

2. ボールインプレー

文章の改正

ボールは、審判員に触れたり、審判員、ゴールポスト、クロスバー、コーナーフラッグポストからはね返って競技のフィールド内にある場合も含めてつねインプレーである。

解説

第 9 条 1 項で示されている場合を除き、ボールは審判員に触れてもインプレーである。

第 10 条 - 試合結果の決定

1. 得点

改正後の文章

ゴールにボールを入れたチームが反則を犯していなければ、(…), 得点となる。
ゴールキーパーが相手のゴールにボールを直接投げ入れた場合、ゴールキックが与えられる。

解説

第 12 条におけるハンドの反則の言い換えに合わせるための変更

第 12 条 - ファウルと不正行為

1. 直接フリーキック - ボールを手または腕で扱う

改正後の文章

~~競技者が手または腕を用いて意図的にボールに触れる行為はボールを手で扱う反則である。次のことを考慮しなければならない:~~

- ~~● ボールの方向への手や腕の動き(ボールが手や腕の方向に動いているのではなく)~~
- ~~● 相手競技者とボールの距離(予期していないボール)~~
- ~~● 手や腕の位置だけで、反則とはみなさない。~~

競技者が次のことを行った場合、反則となる。

- 手や腕をボールの方向に動かす場合を含め、手や腕を用いて意図的にボールに触れる。
- ボールが手や腕に触れた後にボールを保持して、またはコントロールして、次のことを行う。
 - ・ 相手競技者のゴールに得点する。
 - ・ 得点の機会を作り出す。
- ゴールキーパーを含め、偶発的であっても、手や腕から相手チームのゴールに直接得点する。

競技者が次のことを行った場合、通常は反則となる:

- 次のように手や腕でボールに触れたとき:
 - ・ 手や腕を用いて競技者の体を不自然に大きくした。
 - ・ 競技者の手や腕が肩の位置以上の高さある。(競技者が意図的にボールをプレーしたのち、ボールがその競技者の手や腕に触れた場合を除く)

これらの反則は、ボールが近くにいる別の競技者の頭または体(足を含む)から競技者の手や腕に直接触れた場合でも適用される。

これらの反則を除き、次のようにボールが競技者の手や腕に触れた場合は、通常は反則ではない:

- 競技者自身の頭または体(足を含む)から直接触れる。
- 近くにいた別の競技者の頭または体(足を含む)から直接触れる。
- 手や腕は体の近くにあるが、手や腕を用いて競技者の体を不自然に大きくしていない。
- 競技者が倒れ、体を支えるための手や腕が体と地面の間にある。ただし、体から横または縦方向に伸ばされていない。

解説

ハンドの反則に関しては、特に「意図的ではない」ハンドが反則となる場合について、より明確にする必要があった。また、基本的な原則に従って語句を言い換えた。

- サッカーでは、手や腕を用いて得点することは受け入れられない（偶発的であっても）。
- サッカーでは、競技者が手や腕を用いてボールを保持またはコントロールし、得点する、または得点の機会を作り出すなどの大きな利益を得た場合、ハンドの反則によって罰せられることが求められる。
- 競技者が倒れたとき、体と地面の間に腕を置いて支えるのは自然なことである。
- 手や腕を肩より高い位置におくことは「自然」な位置であることはほとんどなく、スライディングするときを含め、競技者は手や腕をその位置に置くことで「リスク」を冒していることになる。
- ボールが競技者の体、または近くにいた（いずれかのチームの）他の競技者に当たって手や腕に向かって来た場合、ボールとの接触を避けることは不可能であることが多い。

1. 直接フリーキック - ボールを手または腕で扱う

改正後の文章

ゴールキーパーは、自分のペナルティーエリア外でボールを手または腕で扱うことについて、他の競技者と同様に制限される。~~ゴールキーパーは、自分のペナルティーエリアで直接フリーキックやその他の懲戒の罰則の対象となるボールを手または腕で扱う反則を犯しても罰せられないが、ボールを手や腕で扱うことによって間接フリーキックが与えられることになる反則であれば、罰せられることもある。~~ゴールキーパーが、自分のペナルティーエリア内で、認められていないにもかかわらず手や腕でボールを扱った場合、間接フリーキックが与えられるが、懲戒の罰則にはならない。

解説

ゴールキーパーは、味方競技者から意図的にけられたまたはスローインによるボール、または一度手から放したボールを、自分のペナルティーエリア内で手または腕で扱うと間接フリーキックとなる。これらの反則、この他ゴールキーパーがゴールキックを行い再びエリア内でボールを手で扱うなどの反則を犯して相手の大きなチャンスとなる攻撃を止める、得点を阻止する、または決定的な得点の機会を阻止しても、懲戒の罰則は与えられない。

第 12 条 - ファウルと不正行為

2. 間接フリーキック

改正後の文章

ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内で、次の反則のいずれかを犯した場合、間接フリーキックが与えられる：

- ボールを放すまでに、手または腕で 6 秒を超えてコントロールする。
- ボールを手から放した後、他の競技者がそのボールに触れる前に手または腕でボールに触れる。
- 次のような状況で、ボールを手または腕で触れる。ただし、ゴールキーパーがボールをプレーに戻すため、明らかにボールをける、またはけろうとした場合を除く：
 - ・ ボールが味方競技者によって意図的にゴールキーパーにキックされる。
 - ・ 味方競技者によってスローインされたボールを直接受ける。

解説

- 「腕」を含めることで、ボールを手または腕で扱う反則に関する規則の他の部分と合わせた。
- ゴールキーパーがプレーに戻すために、ボールをけったり、またはけろうとしたりすることで、ゴールキーパーがボールを手や腕で扱う意図がなかったことがわかる。そのため、仮にボールをうまくクリアすることができなかった場合、以降、ゴールキーパーは、ボールを手または腕で扱うことができる。

第 12 条 - ファウルと不正行為

3. 懲戒処置

改正後の文章

主審は、試合前の競技のフィールド点検のために競技のフィールドに入ったときから試合ペナルティーマークからのキックを含む)の終了後に競技のフィールドを離れるまで、懲戒処置をとる権限をもつ。試合開始のため競技のフィールドに入る前に競技者またはチーム役員が退場となる反則を犯した場合、主審は、その競技者またはチーム役員を試合に参加させない権限を持つ(第3条 6項を参照)。主審はその他の不正行為を報告する。

競技のフィールドの内外にかかわらず、~~相手競技者、味方競技者、審判員、その他の者に対し~~警告または退場となる反則を犯した競技者またはチーム役員は、その反則に従って懲戒される。イエローカードは警告されたことを知らせるため、レッドカードは退場が命じられたことを知らせるために用いられる。

(…)

競技者、交代要員、~~または~~交代して退いた競技者またはチーム役員のみにレッドカードまたはイエローカードが示される。

解説

レッドカードおよびイエローカードをチーム役員にもだすことができるようになった。(第5条参照)

3. 懲戒処置 - カードの提示とプレーの再開

追加の文章

主審が警告または退場と判断した場合、懲戒の罰則の処置をし終えるまでプレーを再開させてはならない。ただし、主審が懲戒の罰則の手続きを始めておらず、反則を犯していないチームがすばやくフリーキックを行って、明らかな得点の機会を得た場合を除く。懲戒の罰則の処置は、次にプレーが停止されたときに行われる。なお、反則が相手チームの決定的な得点の機会を阻止したものであった場合、競技者は警告されることになる。

解説

警告や退場となる反則で攻撃が一時的に止められても、攻撃側チームはすばやくフリーキックを行うことで“その攻撃”を引き続き行うことができるが、イエローカードやレッドカードを示すと“新たな”攻撃ができなくなるので、明らかに公平・公正とは言えない。もっとも、主審がカード示し始めることで反則を犯したチームの守備への注意をそらすことになってしまうのであれば、すばやきフリーキックは認められない。なお、DOGSOでプレーが止められた後すばやくフリーキックが行われたならば、攻撃は再開したので、退場は命じられず警告となる(DOGSOの反則にアドバンテージを適用したときと同じ)

3. 懲戒処置 - 得点の喜び

追加の文章

次の場合、競技者は、得点が認められなくとも警告されなければならない:

(…)

解説

得点が認められない場合でも、不適切な得点の喜びが(安全性、ゲームのイメージなどに)与える影響は得点が認められた場合と同じであるため、警告が与えられる。

3. 懲戒処置 - チーム役員

改正後の文章

反則があり、その反則を犯した者を特定できない場合、テクニカルエリア内にいる上位のコーチが罰則を受ける。

注意

通常、次の反則は注意となるが、繰り返しまたは露骨に行った場合、警告または退場となる:

- リスペクトある、または対立的ではない態度で、競技のフィールドに入る。
- 副審や第4の審判員の指示または要求を無視するなど、審判員に協力しない。
- 決定に対して軽度の不満を示す(言葉や行動により)。

- 他の反則を犯すことなく、時折テクニカルエリアから出る。

警告

警告となる反則は、次のとおりである(ただし、これらに限らない):

- 明らかに、または繰り返して自分のチームのテクニカルエリアから出る。
- 自分のチームのプレーの再開を遅らせる。
- 意図的に相手チームのテクニカルエリアに入る(対立的ではなく)。
- 言葉または行動により異議を示す、例えば:
 - ・ ドリンクボトルやその他の物を投げる、またはける。
 - ・ 審判員に対するリスペクトを明らかに欠いた身振りをする。皮肉な拍手など。
- レフェリーレビューエリア(RRA)に入る。
- 過度に、または繰り返して、レッドカードやイエローカードを示す身振りをする。
- VARレビューのために用いる TV シグナルを過度に示す。
- 挑発したり、相手の感情を刺激するような身振りや行動をする。
- 容認できない行為を繰り返す(注意となる反則を繰り返すを含む)。
- サッカーに対してリスペクトに欠ける行為を行う。

退場

退場となる反則は、次のとおりである(ただし、これらに限らない):

- ボールを放さない、ボールを遠くへける、競技者の動きをさえぎるなどで、相手チームのプレーの再開を遅らせる。
- 意図的にテクニカルエリアを出て、次のことを行う:
 - ・ 審判員に対して異議を示す、または抗議する。
 - ・ 挑発したり、相手の感情を刺激するような態度をとる。
- 攻撃的または対立的な態度で相手チームのテクニカルエリアに入る。
- 競技のフィールドに物を意図的に投げ入れる、またはけり込む。
- 競技のフィールドに入り、次のことを行う:
 - ・ 審判員と対立する(ハーフタイムと試合終了後を含む)。
 - ・ プレー、相手競技者、または審判員を妨害する。
- ビデオオペレーションルーム(VOR)に入る。
- 相手競技者、交代要員、チーム役員、審判員、観客、またはその他の人(ボールパーソン、警備員、競技会役員など)に対する身体的または攻撃的な行動をとる(つばを吐く、かみつくなど)。
- 同じ試合の中で2つ目の警告を受ける。
- 攻撃的な、侮辱的な、または下品な発言や身振りをする。
- 認められていない電子機器や通信機器を使用したり、電子機器や通信機器を使用して不適切な行動をとる。
- 乱暴な行為を犯す。

解説

注意、イエローカードまたはレッドカードになる主な反則を競技規則に規定し、チーム役員による不正行為に対して正しくイエローカードやレッドカードを示せるようにした。

3. 懲戒処置－退場となる反則

追加の文章

ボールがインプレー中、競技者が競技のフィールド内で体を用いた反則を犯した場合:

- 相手競技者に対する反則の場合 - 間接フリーキック、直接フリーキックまたは、ペナルティーキック
- 味方競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場となった競技者、チーム役員または審判員に対する反則の場合 - 直接フリーキックまたはペナルティーキック

- その他のものに対する反則の場合 - ドロップボール

すべての言葉による反則は、間接フリーキックとなる

解説

体を用いた反則の種類の違い（接触がある場合、ない場合）で再開方法が異なること、また、審判員に対してであっても、言葉による反則はすべて間接フリーキックで罰せられることを確認した。

第 12 条 - ファウルと不正行為

4. ファウルや不正行為の後のプレーの再開

文章の追加

反則が競技のフィールド外で競技者によって、自分のチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者またはチーム役員に対して犯されたならば、反則または妨害が起きたところから最も近い境界線上から行う間接フリーキックでプレーは再開される。

解説

競技者が自分のチームの競技者、チーム役員、交代要員などに対して反則を犯したならば、間接フリーキックになることを確認した。

4. ファウルや不正行為の後のプレーの再開

文章の改正

競技のフィールド内または外に立っている競技者が、相手競技者に対して物（試合球以外）を投げたり、またはけった場合、もしくは相手チームの競技者交代要員、交代して退いた、または退場となった競技者、チーム役員、あるいは審判員や試合球に物（試合球以外のボールを含む）を投げた、またはけった場合、直接フリーキックでプレーは再開される（…）

解説

人やボールに対して物をける行為は、物を投げる行為と同様に罰せられる。

第 13 条 - フリーキック

1. フリーキックの種類 - 間接フリーキックのシグナル

文章の改正

主審は、片腕を頭上に上げて間接フリーキックであることを示す。キックが行われ、他の競技者がボールに触れるかアウトオブプレーになる、または直接得点することができないと明らかにわかるまで、このシグナルを続ける。

解説

片腕を上げながら走ることは容易ではない。これまでは、他の競技者がボールに触れるまで片腕を上げ続けていなければならなかったが、多くの場合、間接フリーキックは相手ゴールから遠くすぐに得点することができないので（オフサイドの間接フリーキックなど）、得点につながらない状況であれば、フリーキックが行われた後、腕を下ろしても良くなった。

第 13 条 - フリーキック

2. 進め方

文章の改正

- 競技者が主審の承認なく競技のフィールドに入る、復帰する、または離れたことによる反則に対して与えられるフリーキックは、プレーが停止したときにボールがあった位置から行われる。しかしながら、競技者がプレーの一環として競技のフィールドを離れ、他の競技者に対して競技のフィールドの外で反則を犯した場合、反則が起きたところから最も近い境界線上から行うフリーキックでプレーは再開される。その直接フリーキックの対象となる反則が起こったとき、フリーキックの位置が、反則を犯した競技者自身のペナルティーエリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる。

解説

他の条文に合わせるための変更

2. 進め方

文章の改正

ボールが:

- (...)
- けられた明らかに動いたときにインプレーとなる。が、守備側チームが自分のペナルティーエリア内でフリーキックを得たときは、ボールがけられて直接ペナルティーエリア外に出たときインプレーとなる。

解説

ペナルティーエリア内で守備側チームのフリーキックを行うときにボールはけられたならばすぐにインプレーとなり、ペナルティーエリア出る必要はないという実験を行ったところ、試合の再開がより速く積極的再開ができることがわかった。相手競技者はボールがインプレーになるまで、ペナルティーエリアの外、かつ 9.15m 以上離れなければならない。ゴールキックについても同様の変更がなされた(第 16 条を参照)。

2. 進め方

追加の文章

ボールがインプレーになるまで、すべての相手競技者は:

- 9.15m(10 ヤード)以上、ボールから離れなければならない。(…)
- 相手のペナルティーエリア内で与えられたフリーキックのときは、ペナルティーエリアの外にいなければならない。

3人以上の守備側チームの競技者が「壁」を作ったとき、すべての攻撃側チームの競技者はボールがインプレーになるまで「壁」から1m(1ヤード)以上離れていなければならない。

解説

フリーキックのとき、攻撃側競技者が守備の「壁」から非常に近い位置または「壁」の中に立っていると、フリーキックが円滑に行われなかったり、時間の浪費となる。攻撃側競技者が「壁」の中にいることに合理的な戦術上の正当性はなく、そこのいることは「競技の精神」に反しており、サッカーのイメージを損なうことになる。

第 13 条 - フリーキック

3. 反則と罰則

追加の文章

フリーキックが行われるとき、3人以上の守備側チームの競技者が作る「壁」から、攻撃側チームの競技者が1m(1ヤード)以上離れていない場合、間接フリーキックが与えられる。

解説

攻撃側競技者が「壁」から1m 以内に侵入した場合の再開方法について確認した。

3. 反則と罰則

文章の改正

守備側のチームがそのチームのペナルティーエリア内でフリーキックを行うとき、(...)相手競技者が、そのペナルティーエリアに残っていた場合、~~他の競技者に触れるインプレーになる~~前のボールに触れる、または挑んだ場合、フリーキックをやり直す。

~~ペナルティーエリア内で守備側チームがフリーキックを行ったとき、ボールが直接ペナルティーエリアから出なかった場合、キックは再び行われる。~~

解説

上記の状況における再開の確認。

第 14 条 - ペナルティーキック

1. 進め方

追加の文章

ボールは、ペナルティーマーク上で静止しなければならず、ゴールポスト、クロスバー、およびゴールネットは、動いてはならない。

(...)

ゴールキーパーは、ボールがけられるまで、キッカーに面して、両ゴールポストの間のゴールライン上において、ゴールポスト、クロスバーまたゴールネットに触れてはならない。

(...)

ペナルティーキックを行う競技者は、ボールを前方にけなければならない。ボールが前方に動くのであれば、バックヒールも認められる。

ボールがけられるとき、守備側チームのゴールキーパーは、少なくとも片足の一部をゴールラインに触れさせているか、ゴールラインの上に位置させていなければならない。

解説

- 主審は、ゴールキーパーがゴールポスト、クロスバーまたはゴールネットに触れていたり、また、けったり、揺らしたりして、これらを動かしていたならば、ペナルティーキックを行うための合図をしてはならない。
- ゴールキーパーがゴールラインの前方または後方に立つことは認められない。ペナルティーキックが行われるとき、ゴールキーパーは片足のみをゴールライン上（跳んで足が上がった場合はゴールラインの上方）に位置させておけば良かった。これにより、片足だけゴールライン上にあることを確認すれば良くなり、またキックが行われる前にゴールキーパーが飛び出したかどうかも見極められるようになった。また、キッカーは途中止まったりしながらボールまで走っていくことができるので、ゴールキーパーがキックを予測してワンステップで動けるようになるのも理にかなっている。

第 14 条 - ペナルティーキック

2. 反則と罰則

文章の改正

主審がペナルティーキックを行う合図をしたならば、キックは行われなければならないが：
キックが行われなかった場合、主審は、再びキックを行う合図をする前に懲戒処置をとることができる。

解説

主審がペナルティーキックを行う合図をした後に反則が起こり、キックが行われなかった場合、ボールはインプレーになっていないため、フリーキックを与えることはできない。その場合でも、必要な懲戒処置をとることができる。

第 15 条 - スローイン

1. 進め方

文章の改正

すべての相手競技者は、スローインが行われる場所**地点**の**タッチライン上の**地点から2m(2ヤード)以上離れなければならない。

解説

これにより、競技者がタッチラインから離れてスローインする状況でも相手競技者はタッチラインから2m 以上離れなければならないとなった。

第 16 条 - ゴールキック

1. 進め方

文章の改正

- ボールは、**ペナルティーエリア外に出た**後**明らかに動いた**ときにインプレーとなる。

解説

ゴールキックのときにボールはけられたならばすぐにインプレーとなり、ペナルティーエリアを出る必要はないという実験を行ったところ、試合がより速くより様々な、積極的な再開ができることがわかった。ボールがペナルティーエリアを出なければゴールキックが再び行われることを利用して守備側競技者が戦術的に時間を浪費することなどがあつたが、これらを阻止することで、時間の空費または浪費を少なくする。相手競技者は、ボールがインプレーになるまで、ペナルティーエリアの外にいないなければならない。

第 16 条 - ゴールキック

2. 反則と罰則

文章の改正

ゴールキックが行われるとき、相手競技者がペナルティーエリアから出る時間がなく残っていた場合、主審はプレーを続けさせることができる。ペナルティーエリア内にいる、相手競技者が、(...)、ボールが**他の競技者に触れられる**インプレーになる前にボールに触れる、または、挑む場合、ゴールキックは再び行われる。

解説

ゴールキックを行うときに相手競技者がペナルティーエリア内に残っていた場合の主審が取べき対応を明らかにした。

VAR の手順

レビューの対象となる、試合結果を左右するような判定や事象

文章の改正

「はっきりとした、明白な間違い」または「見逃された重大な事象」の可能性がある場合、レビューの対象となる判定や事象は以下のとおりである。

a. 得点が得点でないか

次のように、得点で攻撃の局面が終了したが、得点したチームが反則を犯した場合

- 攻撃を組み立てている間や得点時の**攻撃側チームによる反則**(ハンドの反則、ファウル、**オフサイドなど**)
- オフサイド: 競技者のポジションと反則**
- 得点前にボールがアウトオブプレーになったか
- 得点か得点でないかの決定

- ペナルティーキックを行う時のゴールキーパーやキッカーによる反則や、攻撃側または守備側の競技者がペナルティーエリアへ侵入し、ゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーからボールが跳ね返った後、プレーに直接関与した場合
- b. ペナルティーキックかペナルティーキックでないか
 - 攻撃の組み立てからペナルティーキックが与えられるまでに攻撃側チームが犯した反則（ハンドの反則、ファウル、オフサイドなど）
 - その事象が起こる前にボールがアウトオブプレーになったか
 - 反則が起こった位置（ペナルティーエリアの中か外か）
 - 誤ってペナルティーキックを与えた
 - ペナルティーキックの対象となる反則があったにもかかわらず罰しない
 - ペナルティーキック時のゴールキーパーまたはキッカーによる反則
 - 攻撃側または守備側の競技者がペナルティーエリアに侵入し、ゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーからボールが跳ね返った後、プレーに直接関与したかどうか

解説

ペナルティーキックを行う時の反則は「得点となるかならないか」の事象であるため、文章をわかりやすくするとともに、項目立てを変更した。

VAR の手順

進め方 - 最初の決定

文章の改正

反則とおもわれる事象に対して、副審が反則に対して旗による合図を遅らせた後、攻撃側チームが得点した、攻撃側チームにペナルティーキック、フリーキック、コーナーキックまたはスローインが与えられた、あるいは最初の攻撃が終了したものの、ボールを保持し続けていた場合、副審は旗を上げなければならない。副審は、その他のあらゆる状況において、試合が求めることに応じて旗を上げるべきか否か判断しなければならない。

解説

非常に際どい判断をするため、副審が旗による合図を遅らせた後、いつ旗を上げなければならないのかを明らかにした。

VAR の手順 - 競技者、交代要員、チーム役員

文章の改正

- (...)
- 競技者、交代要員、交代して退いた競技者、チーム役員のいずれかが TV シグナルを過度に示したり、RRA に入ったならば警告される。
- チーム役員が TV シグナルを過度に示した、またはレフェリーレビューエリアに入った場合は、誰にでもわかるように公式な注意が行われる（イエローカード、レッドカードがチーム役員に用いられる試合では、警告される）。
- 競技者、交代要員、交代して退いた競技者、チーム役員のいずれかが VOR に入った場合は退場を命じられる。チーム役員が VOR に入った場合はテクニカルエリアから退席を命じられる。

解説

チーム役員に対するレッドカード/イエローカードは第 5 条、第 12 条を参照。